## 「エイトライナー促進協議会」設置要綱

(総則)

第1条 環状8号線沿線の大田区、世田谷区、杉並区、練馬区、板橋区及び北区(以下「6区」という。)を結ぶ環状方向の新しい公共交通(以下「エイトライナー」という。)を整備し、交通の利便性を確保することにより住民福祉の向上を図ることを目的として、「エイトライナー促進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 国、東京都及び関係機関への請願及び陳情
  - (2) エイトライナーの整備促進のために必要な事業

(構成)

第3条 協議会は、総会と理事会で構成する。

(総会)

- 第4条 総会は、6区の区長、副区長、区議会正副議長及び当該委員会正副委員長を もって構成する。
- 2 総会は、年1回以上開催し、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画
- (2) 収支予算決算
- (3)要綱の改正
- (4) その他、重要な事項
- 3 会長が必要と認めた場合は、理事会から付議されていない事項を議決することができる。

(理事会)

- 第5条 理事会は、6区の区長及び区議会議長をもって構成する。
- 2 理事会は、随時開催し、次の事項を議決する。
- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決を要する事項で早急な施行が必要であり、会長において総会を招 集するいとまがないと認めた事項
- (3) その他、会長が必要と認めた事項

(会議)

- 第6条 総会及び理事会(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の提出 があった場合は、委任者は出席したものとみなす。
- 3 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 4 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員)

- 第7条 協議会に役員として理事12名を置き、次の者を選任する。
  - (1)会 長 1名
  - (2)副会長 3名

(3) 会計監事 2名

(会長)

第8条 会長は、理事の互選とする。

2 会長は会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

- 第9条 副会長は、理事の互選とする。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定する副 会長が会長の職務を代理する。

(会計監事)

- 第10条 会計監事は、理事の互選とする。
- 2 会計監事は、協議会の経理を監査する。

(役員の任期)

- 第11条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠員を生じたときは速やかに補充し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。ただし、前任者 が理事でなくなった場合はこの限りではない。

(顧問)

- 第12条 協議会に、顧問を置くことができる。
- 2 会長は、理事会の承認を得て顧問を委嘱する。

(職員)

- 第13条 協議会に次の職員を置き、会長が委嘱する。
  - (1) 常任幹事 若干名
- (2)幹 事 若干名
- (3)書記若干名
- 2 常任幹事及び幹事は、会長及び理事の指示により事務を執行する。
- 3 書記は、幹事の指示により事務に従事する。

(会計)

- 第14条 協議会の経費は、6区の分担金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 分担金の額及び納入の期限は、理事会において決定する。
- 3 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(雑則)

- 第15条 協議会の事務局は、会長の属する区役所内に置く。
- 第16条 この要綱に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、理事会に おいて定める。

附則

この要綱は、平成6年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月26日から施行する。